

資料 1 1

抜 粹 版

答 申 書

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

旭川市上下水道事業審議会

2 水道料金・下水道使用料の減免制度について

減免制度については、主に水道、下水道の拡張時期における水道料金等の大幅な値上げに対する負担緩和措置などとして導入されたものであるが、福祉施策の一環であることを踏まえた上で、独立採算性と使用者負担の公平性の原則から、現行制度の在り方を検討する必要がある。

各減免対象に対する意見は次のとおりである。

(1) 社会福祉施設

平成20年度に負担増となる見直しを行っていることもあるため、今回の見直しでは現行制度を維持することとし、制度内容について継続して検証していくことは妥当である。

(2) 公衆浴場

住民の利用機会を確保するため物価統制令により入浴料金の上限額が定められており、経営が不安定な状況にあることから、当該減免の継続は妥当である。

(3) 生活保護世帯

生活保護費の算定には光熱水費が含まれており、公平性の観点から生活保護制度との重複を解消するため当該減免の廃止は妥当である。

(4) 独居高齢者世帯

高齢化社会の進展に伴い単身世帯が増加傾向にあることから基本水量以下の独居高齢者世帯への負担緩和措置として導入されたものであるが、基本水量制を廃止し使用水量に応じた料金体系とすることで導入目的が解消されることから、当該減免の廃止は妥当である。

(5) 児童扶養手当受給世帯及び特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯

関係部局と減免制度の在り方を継続して検討することは妥当である。

なお、生活保護世帯及び独居高齢者世帯の減免制度の廃止に当たっては、水道料金改定による負担増もあることから、配慮が必要と考える。